

大口町告示第33号

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成23年大口町告示第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「点字図書給付事業」を「視覚障がい者用図書給付事業」に改める。

第6条中「、言語障がい者」を「及び言語障がい者」に改める。

第9条の見出しを「(利用手続)」に改める。

第13条中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改める。

第14条の見出しを「(利用手続)」に改める。

第17条の見出し中「支払い」を「支払」に改める。

「第2節 点字図書給付事業」を「第2節 視覚障がい者用図書給付事業」に改める。

第19条中「点字図書給付事業」を「視覚障がい者用図書給付事業」に改め、「である点字図書」を「である視覚障がい者用図書（点字図書、大活字図書及びDAISY図書をいう。以下同じ。）」に改める。

第20条中「点字図書給付事業」を「視覚障がい者用図書給付事業」に改め、「点字により」を「視覚障がい者用図書により」に改める。

第21条中「点字図書」を「視覚障がい者用図書」に改め、「1人につき、」の次に「視覚障がい者用図書ごとに」を加える。

第22条の見出しを「(利用手続)」に改め、同条第1項中「点字図書給付事業」を「視覚障がい者用図書給付事業」に、「点字図書給付申請書」を「視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）給付申請書」に、「点字図書給付対象出版施設」を「視覚障がい者用図書給付対象出版施設」に、「点字図書発行証明書」を「視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）発行証明書」に改め、同条第2項中「点字図書発行証明書」を「視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）発行証明書」に改め、同条第3項中「点字図書発行証明書」を「視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）発行証明書」に、「点字図書給付対象出版施設」を「視覚障がい者用図書給付対象出版施設」に、「点字図書の」を「視覚障がい者用図書の」

に改める。

第23条中「点字翻訳する以前の一般図書館」を「一般図書」に改める。

第24条中「点字図書給付対象出版施設」を「視覚障がい者用図書給付対象出版施設」に、「点字図書の」を「視覚障がい者用図書の」に改める。

第29条の見出しを「(利用手続)」に改める。

第31条の見出し中「支払い」を「支払」に改める。

第34条の見出しを「(利用手続)」に改める。

第36条の見出し中「支払い」を「支払」に改める。

第36条の2第3号中「非訟事件手続法」の次に「(平成23年法律第51号)」を加える。

第36条の5の見出しを「(利用手続)」に改める。

第39条の見出しを「(利用手続)」に改める。

第41条の見出し中「支払い」を「支払」に改める。

第44条の見出しを「(利用手続)」に改める。

第46条の見出し中「支払い」を「支払」に改める。

第51条の見出しを「(利用手続)」に改める。

別表第1情報・意思疎通支援用具の部の点字図書の項中「点字図書」を「視覚障がい者用図書（点字図書、大活字図書、DAISY図書）」に、「一般図書の購入価格相当額」を「視覚障がい者用図書の購入価格から自己負担金を控除した額」に改め、「給付対象者一人につき、」の次に「視覚障がい者用図書ごとに」を加え、同表排泄管理支援用具の部ストーマ装具（蓄便袋）の項中「皮膚保護材」の次に「、コンベックスインサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚被膜剤（スキンバリア）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護材穴あけ専用はさみ、消臭剤」を加え、同部ストーマ装具（蓄尿袋）の項中「皮膚保護材」の次に「、コンベックスインサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚被膜剤（スキンバリア）、レッグバック（下肢装着用蓄尿袋）、ナイトドレーナージバッグ（夜間用蓄尿袋）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護材穴あけ専用はさみ、消臭剤」を加える。

様式第12中「点字図書給付申請書」を「視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）給付申請書」に、「点字図書の」を「視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）の」に改める。

様式第13中「点字図書発行証明書」を「視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）発行証明書」に、「点字図書を」を「視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）を」に改める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。